
平成29年 第2回(定例)由布市議会会議録(第5日)

平成29年6月23日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成29年6月23日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願の取下げの件について
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第6 議案第30号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第31号 平成29年度由布市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第32号 平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 発議第3号 大分県立由布高校の募集定員維持を求める決議
- 日程第10 決算特別委員会の設置
- 追加日程
- 日程第1 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
- 日程第2 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願の取下げの件について
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

一部を改正する条例」

日程第6 議案第30号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第7 議案第31号 平成29年度由布市一般会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第32号 平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9 発議第3号 大分県立由布高校の募集定員維持を求める決議

日程第10 決算特別委員会の設置

追加日程

日程第1 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

日程第2 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（19名）

1番 太田洋一郎君	2番 野上 安一君
3番 加藤 幸雄君	4番 工藤 俊次君
5番 鷺野 弘一君	6番 廣末 英徳君
7番 甲斐 裕一君	8番 長谷川建策君
9番 小林華弥子君	10番 佐藤 郁夫君
11番 瀧野けさ子君	12番 太田 正美君
13番 佐藤 人已君	14番 田中真理子君
15番 利光 直人君	16番 工藤 安雄君
17番 生野 征平君	18番 新井 一徳君
19番 溝口 泰章君	

欠席議員（なし）

欠 員（3名）

事務局出席職員職氏名

局長 首藤 康志君	書記 一野 英実君
書記 小川 晃平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	相馬 尊重君
教育長	加藤 淳一君	総務課長	奈須 千明君
財政課長	一尾 和史君	総合政策課長	漆間 尚人君
会計管理者	佐藤 久生君	建設課長	大嶋 幹宏君
福祉事務所長兼福祉課長			佐藤 公教君
商工観光課長	衛藤 浩文君		
挾間振興局長兼地域振興課長			森下 祐治君
庄内振興局長兼地域振興課長			八川 英治君
湯布院振興局長兼地域振興課長			右田 英三君
教育次長兼教育総務課長			板井 信彦君
消防長	江藤 修一君		

午前10時00分開議

○議長（溝口 泰章君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、委員会審査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願い申し上げます。

また、本日は少し蒸し暑いようでございますので、上着を外されても結構でございます。

ただいまの出席議員数は19人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第5号により行います。

○議長（溝口 泰章君） まず、日程第1、請願の取り下げの件についてを議題とします。

平成29年請願受理番号1、湯布院町中川地区の県道11号線に係る地震災害復旧支援については、産業建設常任委員会に付託いたしましたが、請願者から、お手元に配付のとおり取り下げる旨の申し出がありました。

ここで、常任委員長に審査の経過について報告を求めます。

産業建設常任委員長、甲斐裕一君。

○産業建設常任委員長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。産建常任委員長、甲斐裕一でございます。

では、先ほど議長が言いました取り下げについて御説明します。

平成29年6月20日に、請願者立川克己さんより請願の取り下げがありましたので、平成2

9年2月8日提出した請願は、次の理由により取り下げたいので申し出ます。

請願件名、湯布院町中川地区の県道11号線に係る地震復旧支援について。

請願の理由といたしましては、諸般の事情によるということでございますが、これについて委員会で審議いたしました。県のほうにも再三お願いに行ったんですけど、やはり県のほうとしてはできないということございましたので、請願者に対して、これからどうなるか。どのようにしていくかというのを説明したところ、一応、今度、取り下げまして、市のほうとの相談していきたいということでございます。

そういうことで、請願者からは、そういう説明がございましたので、今回は請願を取り下げるということでございます。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております平成29年請願受理番号1の請願の取り下げの件については、請願者からの申し出のとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。よって、平成29年請願受理番号1の請願の取り下げの件については、これを承認することに決定しました。

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第2、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会において付託いたしました請願1件、陳情1件及び継続審査となっていました請願1件、陳情1件について、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、廣末英徳君。

○総務常任委員長（廣末 英徳君） あらためましておはようございます。総務常任委員会委員長、廣末 英徳です。

請願・陳情審査報告書。本委員会に付託の請願・陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則143条第1項の規定により報告します。

日時、29年6月20日、審査のまとめ。場所は、本庁舎新館3階第1委員会室です。出席者は記載のとおりであります。書記は、議会事務局。

審査結果。請願、受理番号13、受理年月日、平成27年8月25日。件名、JR庄内中央駅の設置について、継続分であります。

委員会の意見といたしまして、平成29年第1回定例会においても継続審査となっていました。

委員から、さらに経過を見守りたいとの意見が出されました。

慎重に審査した結果、継続審査すべきと決定いたしました。

陳情、受理番号1、受理年月日、平成28年2月9日。

件名、私たちは、塚原共進会跡地での太陽光発電施設設置事業計画について、市に対して由布市環境基本条例によって手続きを行うことを求めます。2、また、私たちは、市に対して本件土地の売買契約書中の契約解除条項を誠実に履行することを求めます。継続分です。

委員会の意見といたしまして、平成29年第1回定例会において継続審査となっていたものです。塚原共進会跡地での太陽光発電施設設置事業計画において、由布市環境基本条例によって手続きを行うことと、土地売買契約書中の契約解除条項を誠実に履行することを求めるものです。

委員から、さらに審査を要するとの意見が出されました。

慎重審議の結果、継続審査すべきと決定いたしました。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、教育民生常任委員長、淵野けさ子君。

○教育民生常任委員長（淵野けさ子君） 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員会委員長の淵野けさ子です。

それでは、請願・陳情審査報告書を申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情は審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告いたします。

日時は、平成29年6月20日、火曜日。場所は、本庁舎新館3階第2委員会室。出席者、教育民生常任委員会全員でございます。書記は、議会事務局でございます。

裏面をお開きください。まず、請願、受理番号3、件名、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願。

委員会の意見、本請願は憲法の保障する義務教育費無償制度のもと、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう、国の関係機関へ意見書の提出を求めるものです。例年、同趣旨の請願を意見書として提出しております。

学校現場においては、教員の働き方改革も含め、義務教育費国庫負担制度を堅持することは必要と認めます。

請願の趣旨を十分に審査した結果、全員一致で採択すべきと決定いたしました。

審査結果、採択すべきと決定。

陳情、受理番号3、件名、湯布院病院の温泉流水プールを市民の健康増進・スポーツ施設としてオープンさせましょう。

委員会の意見、本陳情につきましては、湯布院病院の温水プール及び体育館を活用したリハビリ療養は、広く県内外を問わずリハビリ療養の中核としての機能を持ち、市民からリハビリの湯

布院病院と称され、親しまれてきたことは承知しておりますが、各施設の廃止は、病院の経営を立て直し、その存続を図るためのものです。

陳情者の願意は十分に理解できますが、実現は厳しいと判断されます。それよりも、今ある健康温泉館を市民の健康増進のために幅広く発展・充実させ、利活用することが重要課題であるとの意見が多く出されました。

慎重審査の結果、賛成少数により不採択すべきと決定いたしました。

審査結果、不採択すべきと決定。

以上でございます。慎重審査の結果、御可決賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長（溝口 泰章君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、継続審議となっていました、請願、受理番号13、JR庄内中央駅（仮称）の設置については、引き続き継続審査です。

次に、継続審査となっていました、陳情、受理番号1、1つ、私たちは塚原共進会跡地での太陽光発電施設設置事業計画について、市に対して由布市環境基本条例によって手続きを行うことを求めます。2つ、また、私たちは、市に対して、本件土地の売買契約書中の契約解除条項を誠実に履行することを求めます。は、引き続き継続審査です。

次に、請願、受理番号3、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願、受理番号3の請願について採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、請願、受理番号3の請願については、委員長報告のとおり採択されました。

次に、陳情、受理番号3、湯布院病院の温泉流水プールを市民の健康増進・スポーツ施設としてオープンさせましょうを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情、受理番号3の陳情を採決します。この陳情に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決します。この陳情は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立2名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立少数です。よって、陳情、受理番号3の陳情は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」から、日程第8、議案第32号、平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）までの6件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について、報告を求めます。

まず、総務常任委員長、廣末英徳君。

○総務常任委員長（廣末 英徳君） 総務常任委員会委員長、廣末英徳です。

委員会審査報告書。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

日時、平成29年6月20日、議案、審査まとめ。場所は、本庁舎新館3階第1委員会室です。出席者は、委員長、廣末英徳、副委員長、鷺野弘一、委員、溝口泰章、田中真理子、佐藤郁夫、小林華弥子君、加藤幸雄、以上7名です。

担当課は、記載のとおりであります。書記は、議会事務局。

次ページをお開きください。

審査結果。事件の番号、承認第1号、件名、専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」。

経過及び理由。平成29年法律第2号の公布に伴い、この法改正と整合性を保つため、市民税、固定資産税及び軽自動車税に関し、所要の措置を講じたことにより、平成29年3月31日付で専決処分が行われたものです。

慎重審査の結果、全員一致で承認すべきと決定をいたしました。

事件番号、承認第2号です。件名、専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置

条例の一部を改正する条例」。

経過及び理由。法務省令第28号山村振興法第14条の地方税法の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令により、期間の延長について、平成29年3月31日付で専決処分が行われたものです。

慎重審査の結果、全員一致で承認すべきと決定をいたしました。

事件番号、議案第31号。件名、平成29年度由布市一般会計補正予算（第1号）です。

経過及び理由。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3,535万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を181億4,099万1,000円とするものです。

当委員会にかかわる歳入につきまして、今回の補正予算の財源不足を補うものとして、財政調整基金より4,223万4,000円の繰入金の外、16件を審査いたしました。

歳出としては、地域総合整備資金貸付事業債が充当されています。共生型施設の建設に伴う貸付金5,400万円を初め、挟間庁舎自動火災報知機受信機移設工事85万4,000円、市に移管されました由布院駅トイレの維持費として108万円、入会地分収交付金事業として12団体への地元交付金の554万2,000円の外、4月の人事異動に伴う職員給与費の組みかえと、第1回定例会で可決しました職員給与の特例に関する条例及び職員給与に関する条例の一部改正に伴う給与管理費の減額分等について審査いたしました。

その中で、地域総合整備資金（ふるさと融資）について、事業への期待と心配される点が委員より指摘されました。

まず、本資金の活用により、石城小学校に隣接した好立地にて、放課後児童クラブ及び障がい児通所支援事業を行うとともに、介護予防・日常生活支援総合事業を一体化に行える共生型施設が創設されることに対しまして、石城地域の住民の中心交流の場として、重要な役割を担う施設となっていくことを期待する意見が上がりました。

一方で、当初見込んでいた補助金が活用できないことにより、今回の借入金5,400万円に至った経緯、また、このふるさと融資を受けるに当たっての条件として、民間金融機関の連帯保証は必要であることを心配する意見も出され、今後も事業の推移を注視し、しっかりとした展望を持てるよう関係各課による適切な指導、フォローアップを図るように求めました。

以上の点を踏まえ、当委員会として、本資金を有効に活用して、当初の計画、目的を達することができるよう、貸し付けとともに行政の横断的な指導が適切に行われるよう意見を付させていただきます。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決とさせていただきます。

どうか、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、教育民生常任委員長、瀏野けさ子さん。

○教育民生常任委員長（**瀧野けさ子君**） 教育民生常任委員会委員長、瀧野けさ子です。引き続きまして、委員会の審査報告をさせていただきます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時は、平成29年6月20日、場所、本庁舎新館3階の第2委員会室。出席者は、教育民生常任委員会全員でございます。担当課は、保険課、子育て支援課、福祉課、社会教育課、スポーツ振興課、学校教育課。書記は、議会事務局でございます。

裏面をお開きください。

事件の番号、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」。

審査の結果、原案承認すべきと決定。

経過及び理由、平成29年政令第118号による地方税法の改正に伴い、条例の一部改正を行うものであり、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分とするものです。

今回の改正の趣旨は、低所得者にかかわる国民健康保険税の軽減拡充となる判定所得の算定基準についての見直しです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を承認すべきと決定いたしました。

事件の番号、議案第30号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

経過及び理由。本議案は平成26年厚生労働省令第61号の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことによるものです。本条例は、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅・訪問型保育事業、事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準を定めています。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定いたしました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第31号、平成29年度由布市一般会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ2億3,535万7,000円を追加し、総額を181億4,099万1,000円とするものです。

当委員会にかかわる歳入の主なものとして、15款国庫支出金2項2目民生費国庫補助金の103万6,000円は、子ども・子育て支援交付金と子ども・子育て支援整備交付金です。16款県支出金2項7目教育費県補助金の70万2,000円は、スクールソーシャルワーカー活用事業補助金です。

歳出の主なものとしては、4月の人事異動による職員の給与管理費。社会教育施設整備事業1億7,742万円の工事請負費は、庄内公民館建設工事における設備機能追加によるものです。社会教育活動推進事業1,076万7,000円の補助金は、6自治区の自治公民館修繕、または新築工事によるものです。中学生特別支援員活用事業182万3,000円の賃金は、湯布院中学校の臨時講師1名分で、幼稚園総務費170万1,000円の賃金は、石城幼稚園の臨時講師1名分です。

委員会として、庄内公民館建設における追加補正は、当初の見積もりの積算が甘すぎたのではないかとの意見が出され、今後、湯布院地域の複合施設建設時には、きちんと積算するよう意見を付しました。

また、フッ化物洗口事業を市内小学校6校にて実施しますが、小規模校だけではなく、今後の推進も含め全ての小学校で安全に実施されることを望みます。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定いたしました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

慎重審査の上、御可決賜りますよう、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、産業建設常任委員長、甲斐裕一君。

○産業建設常任委員長（甲斐 裕一君） 産業建設常任委員会委員長、甲斐裕一でございます。では、委員会審査報告をいたしたいと思えます。

平成29年6月23日。由布市議会議長溝口泰章殿。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

日時は、平成29年6月20日、議案審査、まとめでございます。場所は、本庁舎新館3階でございます。出席者は、記載のとおりでございます。担当課についても、記載のとおりでございます。書記は、議会事務局でございます。

議案第31号、平成29年度由布市一般会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。当委員会として、主なものは、歳入では、15款国庫支出金の減額。内示額3,980万円の決定によるもので、当初予算要望額5,160万円に対し、差額分1,180万円を地方債900万円、一般財源280万円に組みかえるものでございます。なお、差額分については、5年間の中で調整支給される旨の説明がありました。

歳出では、6款農林水産業費の農村交流施設維持管理事業で、陣屋の村施設が指定管理者豊後木材の撤退により、平成29年4月から平成30年3月31日までの1年間、電気・浄化槽等の維持管理代支払いを追加するものでございます。電気代241万6,000円と高額な理由として、高圧電気を使用しているためとの説明がありました。

8款土木費では、国庫補助金の減額により、2路線の工事請負費を減額するもの。11款農林水産業施設災害復旧費で40件分1,962万3,000円。また、11款公共土木施設災害復旧費では、市道中依大南線工事で、JRからの工事負担金増額1,631万1,000円を追加するものでございます。

委員会の意見として、陣屋の村について維持管理費の軽減を図ることはできないか。また、今後の対応として、指定管理、売却のいずれかを実施するに当たっては、慎重なる審査、審議を行い、執行に当たることを付しました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

議案第32号、平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,434万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億104万5,000円とするものです。

主なものは、歳入では、国庫補助金の内示額決定により208万5,000円の減額により、簡易水道債1,640万円と基金繰入金2万9,000円を補填するもの。

歳出では、県道庄内久住線改良工事に伴う配水管新設工事費1,434万4,000円を補正するものでございます。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

慎重審議の上、御可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入りますが、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを再度お願いしておきます。

まず、日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例

の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第6、議案第30号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第31号、平成29年度由布市一般会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。加藤幸雄君。

○議員（3番 加藤 幸雄君） 教育民生常任委員会の委員長にお聞きいたします。

庄内公民館建設に対する追加補正が余りにも額が大きいのですが、もう1回精査するとかいうお話はなかったでしょうか。

○議長（溝口 泰章君） 浏野けさ子さん。

○教育民生常任委員長（浏野けさ子君） 加藤議員にお答えいたします。

3月の当初予算から6月まで金額が大きいのではないかと、そういう意見は委員会の中で、それぞれの委員さんから出されました。基礎の積算の甘さあったのではないかと等々、さまざまな意見がありましたが、見直すということはありません。

そういう意見は出ませんでした。なぜそんなに金額が開いたのかと、追加の補正が多いのかということに対しては、当初、坪単価が1平米90万円で積算してたんのですが、これが、この本庁舎の当初予算費を基本としての計算だったので、そもそもこれが甘かったということですね。それで、坪単価140万円にしたということでもあります。

これは委員の中から、建築に詳しい委員もいるんですけども、そもそも90万円というのはあり得ないので、最初から140万円くらいの平米単価が積算する必要があったんじゃないかという意見も出されましたし、4億円でできるというそういう上限価格のするものでもなく、当初から追加はあるなど、私個人は思ってたんですけど、そういう意見も、私、出さしていただいたんですけど、これは付帯工事も含めて、全て含めてということでもありますので、特に積算し直すようにというような意見はありませんでした。

○議長（溝口 泰章君） よろしいですか。工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） 教育民生委員長に伺います。

設備機能の追加ということが理由になっておりますが、公民館の必要機能、防災拠点施設、地域活性化施設、それから公民館の必要機能ということを一併いただいた資料には、そういうのが理由になっちゃったと思うんですけどね。

当初予算の4億円の範囲内では不足する。十分な施設の内容にはならなかったのかなというふうに思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（溝口 泰章君） 浏野けさ子君。

○教育民生常任委員長（浏野けさ子君） 工藤議員にお答えいたします。

おっしゃるとおりで、4億円以内ではとてもおさまりにきれないというか、外側の全ての工事を含んだ補正となっておりますし、図書館機能とか、例えば可動式の椅子があるんですけど、あれ1つが35万円するそうです。

そういう細かい備品、カウンターだとか、子どもが使いやすいようなものにするだとか、それは市民の方々の御意見を伺いながらしたところもありますので、到底、私個人としては、4億円ではできないんじゃないかなというふうに感じておりましたし、委員会の委員の中では、4億円では無理だろうと。とにかく、平米90万円の工事費積算を、最初の積算が違ってたんじゃないか。甘かったんじゃないかという、そういう意見でございました。

○議長（溝口 泰章君） よろしいですか。工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） そこら辺はわからんこともないんですけどね。いただいた資料の特に写真なんか見ると、外周りなんかも当初にはなかったようないろんな設備と言いますか、かなり内も外も豪華になってるような気がするんですが、そういうことは意見なかったですかね。

○議長（溝口 泰章君） 瀏野けさ子さん。

○教育民生常任委員長（瀏野けさ子君） お答えいたします。

特に豪華にはなってないと思います。それよりも、席数が庄内町で何か大きな大会とかするとき、ほんとに250で足りるのか。逆に少ないんじゃないかというような意見が出されました。

今、未来館を主に成人式だとか、未来館は500席なんですけど、使っているんですけども、庄内で何かする時の250というのは、要するに由布市の人口で計算したのか。それとも庄内町の人口を見て250にしたのかだとか、とにかく数としては少ないんじゃないかという意見がありました。

特に、そのときに席が35万円というのは初めて聞いたんですけど、そんなにするもんだなというふうに思ったんですが、特に、あとは外周りとかは必要なことでありますので、防災拠点ともなりますし、大変必要なことだと思いますので、そういう意見は出ませんでした。

○議長（溝口 泰章君） よろしいですか、はい。ほかに質疑はありませんか。太田正美君。

○議員（12番 太田 正美君） 産建委員長にお伺いします。

農村交流施設維持管理事業で、陣屋の村施設の240万円の補正が出ております。電気、水道代ということなんですけど、これ説明の中では、歴史民俗資料館事業を継続して残すために、この電気代をどうしても減額できないんだという副市長の説明がありました。

一方において、私たちの所管の歴史民俗資料館事業の電気代9万6,000円は減額されております。本来、歴史民俗資料館事業を継続するためにこの事業をする。240万円の陣屋の村の補正をするということは、本来、おかしいんじゃないかな。この歴史民俗資料館だけを残すんであったら、当然、この施設がついてくると。高圧電気を使用していることによって、このくらいの金額が高くなるんですが、一旦ここを廃止して、歴史民俗資料館だけを残せば、そんな金額は要らなかったんじゃないかという。委員長の指摘にもあるとおりその辺の検討はどういうふうにされたんでしょうか。

○議長（溝口 泰章君） 甲斐裕一君。

○産業建設常任委員長（甲斐 裕一君） お答えいたします。

太田議員が言うように、歴史資料館の件で、この電気は残すというということでございます。これの電気のやりかえになると、またそこで事業費が、工事費が絡んできます。

その点、後また、指定管理にするにしろ、売却にするにしろ、その電気は残すというということでございますので、歴史資料館だけに対する電気ということはできませんので。

○議長（溝口 泰章君） 太田正美君。

○議員（12番 太田 正美君） 契約を一度停止して、新たな再契約すれば、定額の基本料金を歴史民俗資料館の工事はしなくても、契約内容の変更で、定額の基本料金でこの後の契約ができるというふうに思うんですが、その辺、担当課とその辺協議して。これからでも、多分、まだ間に合うのではないかと。

ただ、私が思ってるのは、本来、歴史民俗資料館を残すべきために、これをするんで、その歴史民俗資料館の9万6,000円の電気代しかかからないんですよ。そのことのために240万円を払わなければならないというバランスですかね。その辺の財政課も含めて、何かその辺おかしいんじゃないかなという疑義があったので質問いたしました。

○議長（溝口 泰章君） 甲斐裕一君。

○産業建設常任委員長（甲斐 裕一君） 今の配線見てますと、陣屋の村と歴史資料館は同じ線でございますので、そういう点については、今、太田議員のいいアイデアだと思っております。これについて、担当課と話していきたいと思っております。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） 反対討論を行います。

職員給与の削減は、地震による財政悪化を理由にしたものであります。庄内公民館建設工事については、来年度分と合わせて7割を超える増額となります。市民の意見を取り入れたとはいえ、ちょっと納得するには至りません。反対といたします。

以上。

○議長（溝口 泰章君） 原案に賛成者は。佐藤郁夫君。

○議員（10番 佐藤 郁夫君） 非常に、補正で、こういう時期で予算措置をしなきゃならないというのは、市民の意見が強く反映されるべきものでありました。

これを時期的にまた逃せば、後々の建設に支障が出ると、庄内公民館につきましてはね。従いまして、いろんな当初の部分も少しは、教育民生常任委員長さんの答弁を聞いて思いました。やっぱり積算根拠の中で、基本的な本庁舎に合わせた時の部分で、見積もりをせざるを得なかった、当初予算はね。そういう形も認められますし、その辺のところが見えなかった部分は、やっぱり反省はせなきゃならんでしょうが、多くの市民の皆さんが望むような形で、今後の由布市の中心的部分で公民館等もあるわけでありますから、ぜひ、そういう後々にいろんな心配が起こらんように、防災拠点やらいろんなことも含めましてね、必要だろうと思いますし、また、職員教育につきましては、職員団体との交渉もする中で、皆さんが市のことを思っやってる部分でありますから、そういうところは尊重したいなど。そういうことで賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立15名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第32号、平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第9、発議第3号、大分県立由布高校の募集定員維持を求める決議を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。

18番、新井一徳君。

○議員（18番 新井 一徳君） お疲れさまです。

発議第3号、大分県立由布高等学校の募集定員維持を求める決議。

上記の決議を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成29年6月23日、由布市議会議長、溝口泰章殿。提出者、由布市会議員新井一徳。賛成者議員17名全員であります。

提案理由としまして、由布市内唯一の高校であり、地域に根差した高校である大分県立由布高等学校の存続に向け募集定員維持を求めるためであります。

決議文は、裏面に書いてあります。後日、議長とともに大分県教育委員会等に出向いて提出予定でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

発議第3号、大分県立由布高等学校の募集定員維持を求める決議を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論も終わります。

これより発議第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第10、決算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。平成28年度決算認定の審査及び調査のため、委員会条例第6条の規定により、議長及び議会選出の監査委員を除く17人の委員で構成する決算特別委員会を設置することについて、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。よって、17人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午前10時50分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長（溝口 泰章君） 再開します。

休憩中に決算特別委員会委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので、報告いたします。

委員長に、新井一徳君、副委員長に、廣末英徳君。

以上のとおり、互選された旨報告がありました。

ここで、暫時休憩します。

午前10時51分休憩

.....

午前10時51分再開

○議長（溝口 泰章君） 再開します。

お諮りします。ただいま議員発議として、発議1件及び各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついては、この2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。よって、この2件は追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

----- . ----- . -----

追加日程第1. 発議第4号

○議長（溝口 泰章君） 追加日程第1、発議第4号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。11番、淵野けさ子さん。

○議員（11番 淵野けさ子君） 発議第4号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。平成29年6月23日、由布市議会議長、溝口泰章殿、提出者、由布市議会議員、淵野けさ子、賛成者、由布市議会議員、野上安一、新井一徳、利光直人、佐藤人己、太田正美。

提案理由、教育の機会均等と水準維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、計画的な教職員定数改善を推進し、少人数学級を推進するとともに複式学級を解消するため。

裏面をお開きください。

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案。学校現場における課題が複雑化、困難化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や、授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題となっております。

中、割愛させていただきます。最後の、記。一、計画的な教職員定数改善を推進すること。二、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。三、少人数学級を推進するとともに、複式学級を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。提出先は内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、以上のところに提出させていただきます。

御可決よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（溝口 泰章君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

発議第4号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（溝口 泰章君） 次に、追加日程第2、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておりますように、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

_____ . _____ . _____

○議長（溝口 泰章君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。会議を閉じます。

これで平成29年第2回由布市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時56分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員